

令和3年度 同一点数となった場合の優先順位

1	両親不存在・ひとり親 (死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁・離婚調停中の別居等)の世帯
2	市内認可保育施設、小規模保育事業、認定こども園に入所していない (小規模卒園時の転園は除く)
3	基準指数の高い世帯 (調整点を加算して同点である場合は基準指数の高い方を優先する)
4	市内小規模保育施設等を利用中で、3歳児以降の入所を継続して希望する場合
5	複数園希望
6	保留期間が長い
7	就労期間が長い(父・母の就労年数を合わせて長い方を優先する)
8	課税対象所得が少ない

※令和3年度4月入所選考から適用

※選考基準は年度ごとに見直いたします。